令和　　年　　月　　日

玉　野　市　長　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |

**玉野市空き店舗活用奨励金　重要事項確認書（申請者用）**

　玉野市空き店舗活用奨励金を申請するにあたり、玉野市空き店舗活用奨励金交付要綱第３条に規定する要件の全てを満たしており、かつ同要項第９条第１項に規定する取り消し要件に該当した場合は、同要項第１０条の規定に基づく奨励金の返還命令に従います。

記

＜玉野市空き店舗活用奨励金交付要綱　抜粋＞

　●第３条（交付対象者）

奨励金の交付対象者は、登録物件の所有者のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

　　(１)　登録物件において、玉野市創業アシスト奨励金交付要綱（平成28年６月30日告示第196号）別表１に規定する業種による新規創業がされていること。

　　(２)　前号の新規創業をした者と、登録物件について売買契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約を締結していること。

　　(３)　第１号の新規創業をした者と、３親等以内の親族でないこと。

　　(４)　市税を滞納していないこと。

　　(５)　玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第３号）第２条に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

　　(６)　法人にあっては、その代表者又は役員が前号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

●第９条第１項（奨励金の交付決定の取消し）

　　市長は、奨励者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　　(１)　偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定を受けたことが判明したとき。

　　(２)　登録物件における新規創業の日から起算して５年を経過する日までに、当該事業を中止したとき。

　　(３)　その他法令又はこの要綱に違反する事実があったとき。

●第10条（奨励金の返還）

　　　市長は、前条の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励者に対して奨励金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。